

箕面市議会市立病院評価委員会設置規程をここに公布する。

令和五年十月十日

箕面市議会議長 中 嶋 三四郎 印

箕面市議会規程第四号

箕面市議会市立病院評価委員会設置規程

(趣旨)

第一条 この規程は、箕面市議会会議規則(平成十六年箕面市議会規則第三号)第二百二十七条第四項の規定に基づき、箕面市議会市立病院評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第二条 委員会は、指定管理者による市立病院の運営を調査し、評価する。

(組織)

第三条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、各政策会派及び無所属議員の代表議員をもって充てる。この場合において、代表議員の選出は、各政策会派及び無所属議員からそれぞれ一名とする。

2 任期は、一年とする。ただし、委員長が認めるときは、この限りでない。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長の職務を行う。

6 第一項の規定にかかわらず、委員長が所属する政策会派は、委員長が必要と認めるときは、委員長とは別に委員となる代表議員を一人選出することができる。

(会議)

第四条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。この場合において、委員長は、表決に加わる
ことができない。

(傍聴)

第五条 委員会の傍聴については、常任委員会の傍聴の例による。

(議事録の公開)

第六条 委員会の議事録は、委員長において作成し、公開する。

(委任)

第七条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、
委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。